

愛知県立常滑高等学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図る。

(2) いじめの定義

本校では、「いじめ」とは、生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、当該生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ対策委員会」、「指導・支援チーム」、「初動対応チーム」を設置する。

(1) 組織について

ア 「いじめ対策委員会」

○メンバー（2／3以上のメンバーの出席で成立とする）

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、当該クラス担任、スクールカウンセラーまたは外部専門家

○役割

- a 教職員に「いじめ防止基本方針」及びいじめ防止対策への共通理解と意識啓発
- b いじめ防止対策全般の立案、いじめ防止のための年間計画の作成と実施
- c 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- d 「愛知県立常滑高等学校いじめ対策基本方針」の検証と見直し【PDCAサイクル】
- e いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ①情報収集
 - ②「いじめ」有無の判断

- ③「指導・支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ④支援の在り方の検証
- f いじめ事案後の再発防止策の立案と周知、実施、経過の見守り

イ 「指導・支援チーム」

○メンバー

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする「指導・支援チーム」を決定する。事案によって関係の深い教職員を追加、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えるなど、適切なメンバー構成にする。

○役割

委員会に代わり、事案の対応を行う。状況に応じ、いじめの防止、早期発見等にも対応する。

- ・被害生徒へのケア・支援、被害生徒の保護者との連携
- ・加害生徒へのケア・支援、加害生徒の保護者との連携
- ・他の生徒やクラス学年への指導
- ・専門家や関係機関との連携

ウ 「初動対応チーム」

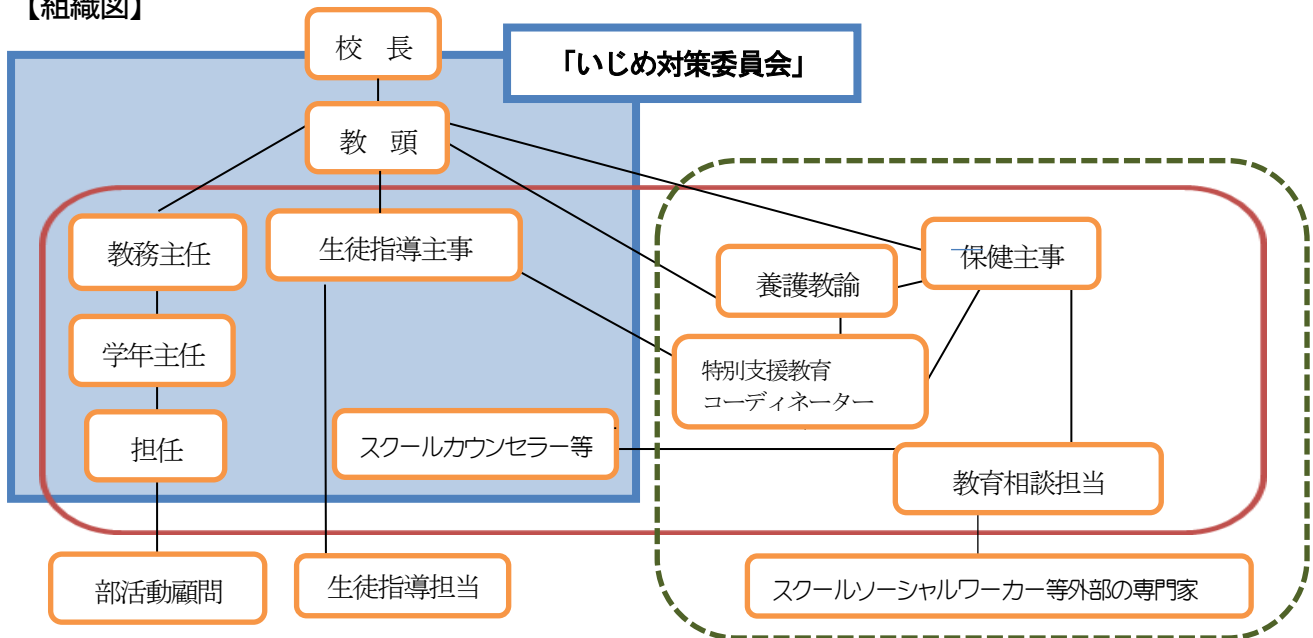
○メンバー

校長（不在時は教頭）が、管理職・生徒指導主事・当該学年主任・当該クラス担任・生徒指導担当等の中から任命する。

○役割

「指導・支援チーム」が始動するまでの間、事案に迅速に対処する。

【組織図】



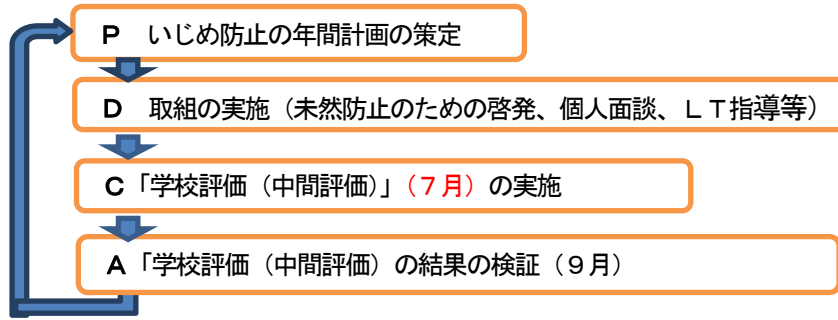
※ ・ は、指導・支援チームの例。事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ 授業公開等を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○体験活動、インターンシップの充実【生徒指導部・進路指導部】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→授業公開週間を設定(11月)【総務部、教務部】</p> <p>○「いじめアンケート」の実施(年3回…7月、11月、2月)【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施(年3回…4月、6月、10月)【各学年会】</p> <p>○健康調査の実施【保健部】</p> <p>○人権週間での取組→人権講話【生徒指導部・学年会】</p> <p>○情報モラル教育→4月講話【生徒指導部】</p>	<p>○年1回の授業公開の実施(11月)</p> <p>○学校評議員への・授業の公開(6月)</p> <p>○保護者への行事の参加・公開(学校祭(9月))</p> <p>○生徒・教職員と協同したボランティア活動等の実施(挨拶運動(生徒教員(年間)、保護者(11月)、闊歩(10月))</p> <p>○いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、児童生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年3回)の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知(「相談だより」の発行…学期1回)【保健部】</p> <p>○「いじめアンケート」の実施(年3回…7月、11月、2月)【生徒指導部・学年会】</p> <p>○個人面談の実施(年3回…4月、6月、10月)【各学年会】</p> <p>○スクールカウンセラーの活用【保健部】</p>	
いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応(Ⅱ「いじめに対する措置(いじめ事案への対応)」参照)</p> <p>【「いじめ対策委員会」・生徒指導部・保健部】</p>	

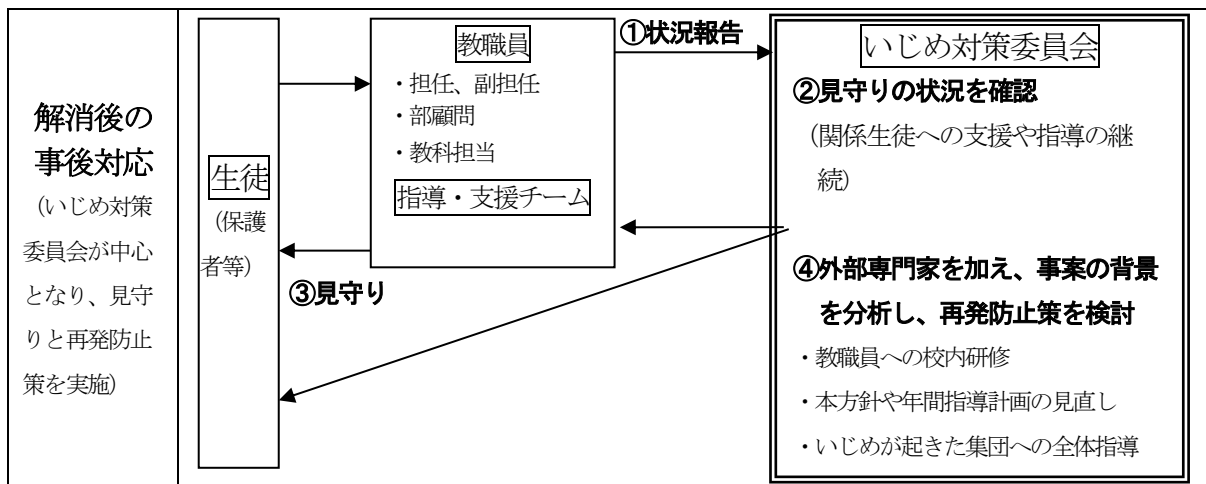
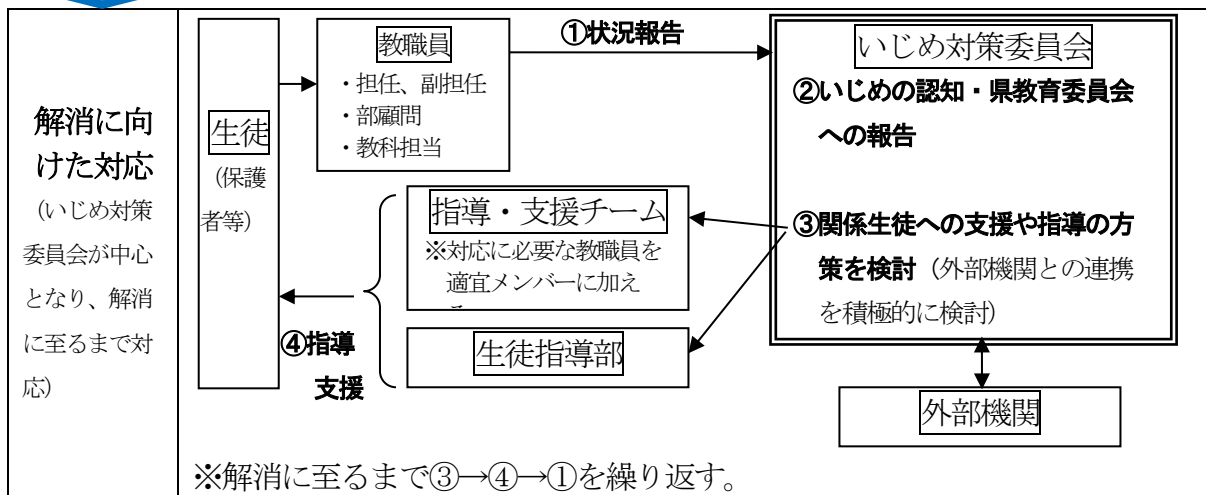
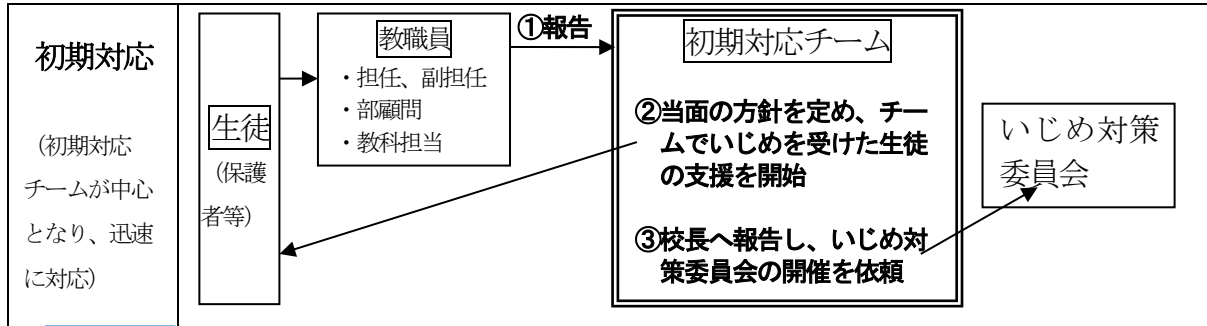
	<p>察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>		
<p>点検・ 検証・ 見直し</p>	<p>各年度の取組については次に示す【PDCAサイクル図】により検証する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。 ○事例研究を行う。 →職員会議で報告をする。 ○学校評価の評価項目とし、「中間評価」(9月)及び「自己評価」(2月)を行い、「いじめ対策委員会」でその結果を検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校関係者評価委員会(2月実施)で「自己評価」の評価を行う。

【PDCAサイクル図】



Ⅲ いじめに対する措置 (いじめ事案への対応)

(1) 発見・通報を受けた際の対応



(2) いじめられた生徒・保護者への対応

- ア 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- イ 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、できるだけ速やかに生徒・保護者に伝える。
- エ 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- カ 外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
- キ いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ク インターネット上の誹謗中傷等については警察と連携し、適切な支援を求める。

(3) いじめた生徒・保護者への対応

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、できるだけ速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- ウ いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ対策委員会で検討する。
- エ 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
- オ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。
- カ いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- キ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。
- ウ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。
- エ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。
- オ インターネット上の行為については警察との連携への協力を促す。

IV 重大事態への対応

(1) 重大事態の要件

「いじめ防止対策推進法」第28条より、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに愛知県教育委員会に報告し、文部科学省「不登校重大事態に係る調査の方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従い対応する。

本校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(取組の年間指導計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施【全学年】(保) ○相談室の周知【全学年】(保) ○情報モラル講話【1学年】(生)	○個人面談週間【全学年】(学)	○いじめ防止基本方針の周知	
5月	○授業研究週間(研)(科) ○部活生徒平日朝の挨拶運動(年間)(徒)		○現職研修①(講話)(研)(生)	
6月	○授業研究週間(研)(科)	○個人面談週間【全学年】(学)		○学校評議員への授業の公開
7月		○「いじめアンケート」の実施【全学年】(生)(保)(学)	○「いじめアンケート」の検証・対応 ○中間評価の実施	○保護者会【全学年】(学)(総)
8月	○普通科インターンシップ【1・2年】(進)			
9月	○ボランティア活動の実施(交通安全人波作戦)【1、2学年】(生)(徒)		○中間評価→検証	
10月		○個人面談週間【全学年】(学)		
11月	○工業科インターンシップ【2年】(進)	○「いじめアンケート」の実施【全学年】(生)(保)(学)	○「いじめアンケート」の検証・対応	○授業公開(総)
12月	○人権講話【全学年】(生) ○生徒作品展【デザ科】(工) ○普通科インターンシップ【1・2年】(進)			○保護者会【全学年】(学)(総) ○PTA学校評価アンケート
1月			○自己評価	○PTA学校評価アンケートまとめ
2月	○ボランティア活動の実施【1、2学年】(徒) ○卒業制作展【セラ科】(工)	○「いじめアンケート」の実施【全学年】(生)(保)(学)	○「いじめアンケート」の検証・対応	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う
3月			○学校関係者評価の結果を検証し、「いじめ防止基本方針」の見直し	

(総)…総務部 (教)…教務部 (生)…生徒指導部 (徒)…生徒会部 (研)…教育研究部 (進)…進路指導部
(保)…保健部 (学)…学年会 (工)…工業科 (科)…教科

平成16年4月1日制定

令和5年4月1日改訂

令和5年12月7日改訂